

2021年7月  
第28号

2021年7月17日発行

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会  
— 朝鮮学校無償化裁判を支援する会 —

# 미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1  
九州朝鮮中高級学校内  
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-9954 福岡市東区馬出4-13-27  
福岡県朝鮮学校を支援する会  
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-f.net>  
mail : [info@msk-f.net](mailto:info@msk-f.net)

## 目次:

- 最高裁が上告棄却決定 1
- 九州朝鮮中高級学校  
声明文 1
- 福岡無償化裁判を終えて  
弁護団事務局長 金 敏寛 2
- 県民集会アピール(案) 4



### 「最高裁が上告棄却決定」

2021年5月27日、朝鮮学校を高校授業料無償化の対象に指定しなかったのは違法として、九州朝鮮中高級学校の卒業生68人が国を訴えていた訴訟で、最高裁第1小法廷(深山卓也裁判長)は学校側の上告を棄却しました。

この裁判を通じ、朝鮮学校への不指定処分が、日本政府が一貫して続けてきた在日朝鮮人への差別政策に連なるものであること、日本政府が一貫して在日朝鮮人の民族教育を受ける権利を侵害してきたことを訴え、裁判所がこれらの事実に対して正面から向き合うことを期待してきました。しかし、一審福岡地方裁判所小倉支部、

二審福岡高等裁判所とも、元在校生らの思いに向き合うことなく請求を棄却し、最高裁もその判断を是認しました。

人権を護る最後の砦である裁判所が、国の違法性に目を向けず原告の主張を退けた不当判決に対して怒りを以て抗議します。

「私たちは最後まで闘う！」。判決当日、生徒たちはもうすでに次の闘いへの決意を叫んでいました。私たちも、この『不当判決』を絶対に認めず、差別のない社会の実現に向け、全国の支援者とともに、勝利の日まで共に闘っていきます。

これからも 変わらぬご支援ご協力をお願いします。

## 九州朝鮮中高級学校 「無償化」裁判の最高裁上告棄却に対する声明文

2021年5月27日、日本国が朝鮮学校を高校無償化の対象に指定しなかったことは違法として、九州朝鮮中高級学校の生徒68名が国を相手に国家賠償請求を求めた訴訟で、最高裁第1小法廷は学校側の上告を棄却しました。

私たちは、日本国が朝鮮総連との関係を問題視し、朝鮮高級学校を無償化の対象とするための省令を削除した違法性を認識し原告の主張を退けた最高裁の判決に対して、強く抗議します。

裁判では就学支援金の受給権が高校生1人1人に与えられた権利であることを忘れ、「高校無償化」法の趣旨を無視し、国が主張する「不当な支配」論に基づき、高校生や学園の請求を棄却する判決を繰り返し、司法が自らその役割を放棄し、朝鮮学校差別に不当な「お墨付き」を与えたことは、極めて深刻な事態です。

教育の機会均等や民族教育の保障は、憲法をはじめとする国内法規や国際人権法に定められ、政府・地方自治体として実行しなければならない責務です。

国連の人権差別撤廃委員会は、日本政府に対して、朝鮮学校への「高校無償化」制度の適用と、地方自治体の補助金の再開・維持を勧告しています。

私たちは、日本政府が国際社会の勧告に真摯に耳を傾け、朝鮮高校在校生に「高校無償化」を即時適用し、「就学支援金」を支給するよう強く求めるとともに国家や行政府による「ヘイト」をやめさせ、朝鮮学校に通う生徒たちの学ぶ権利を保障する改善措置をとるよう強く求めます。

先日の最高裁上告棄却による判決は、本校の68名の原告にのみ関わるものではありません。

「高校無償化」制度が始まった2010年から現在まで全国の朝鮮高級学校10校に在籍したすべての朝鮮高校在校生に該当するものであり、行政府の主張をそのまま受け入れ、子どもたちの神聖な学ぶ権利を侵害し、司法の歴史に汚点を残した最高裁の不当判決を、私たちは絶対に認めません。

私たちは、全国の朝鮮高校在校生が平等な学習権を享受し、心おきなく学び成長する社会を実現するため、また多民族・多文化を理解し共存共栄する社会を築くために、今後とも民族教育活動に全力を注いでまいります。

これからも全国10校の朝鮮高校在校生と卒業生、また保護者と在日同胞はもとより、弁護団の諸先生の方々、多くの日本の友人の皆さまと世界の支援者とともに、良心と正義が実現するその日まで闘いを力強く継続することを誓います。

## 福岡無償化裁判を終えて 弁護団事務局長 金 敏 寛

2010年4月に始まった高校無償化制度から、全国10校の朝鮮高校が除外されてから10年以上が経過する。日本政府による不当な差別に抗うべく、ここ福岡でも2013年12月19日付で高校無償化裁判を提起した。

2019年3月14日、福岡地方裁判所小倉支部で第一審判決が言い渡され、2020年10月30日に福岡高等裁判所で第二審判決が言い渡されたが、いずれの裁判所も、無償化制度から朝鮮高校だけが不当に排除された本質に目を向けない不当判決であったといわざるを得ない。

2021年1月12日付で福岡高裁の判決に対して上告したものの、最高裁判所は、2021年5月27日、我々の上告を棄却するとの決定を行った。各裁判所の不当判決の内容については、これまでに、報告集会や弁護団声明等で触れているため、ここでは勝手ながら、約8年に及ぶ裁判闘争における個人的な感想や考えを記させていただきたい。

私は弁護士である。弁護士は依頼者からの相談や依頼を受けて、はじめて代理人として法的紛争を解決する立場に就き、依頼者の利益のために活動することになる。無償化裁判では、私自身が九州朝鮮高校の卒業生であることから、制度の対象者ではないものの当事者的立場にあったことから、政治闘争だけでなく法的闘争に打って出ねばという気持ちがあったし、そのために朝鮮学校を卒業して弁護士になったという気持ちもあった。

しかし、やはり、弁護士から当事者に対して「裁判しましょう！」とはいえず、現実の当事者として制度の対象となっていた卒業生や在學生、かれらかのじよらの保護者や朝鮮高校のほうから法廷闘争に向けた決意や意気込みを期待した。日本政府を相手にする以上、簡単には勝訴できないだろうという考えは理解できるし、これから日本社会に飛び込んでいく子どもを裁判の当事者にはさせたくないという親心も理解できたが、当の本人ら、卒業生が東京の文科省前で抗議活動を行い、在學生が雨の日であっても駅前で署名活動を行う姿を見ながら、裁判という権利獲得手段があるにもかかわらず、これを放棄すべきでない信じ、2013年5月に行われた全国無償化弁護団会議を契機として、福岡での裁判準備に取りかかることにした。

振り返ってみると、裁判を始めた2013年の年末から2014年の年始にかけて、私は事務所を独立したばかりで、某団体の地域会長に就任した頃でもあり、何かと忙しい日々を送っていたが、この無償化裁判だけは後回しにすることができないとの直感が働いていた。

弁護士キムミンガンを世に送り出してくれた朝鮮学校に対する恩返しという気持ちから、裁判を戦い抜く覚悟を決めた。

とはいうものの、朝鮮学校というものが日本社会においてどのように報じられ、どのような見られ方をしているのかを理解していた私は、朝鮮学校の裁判に協力してくれる弁護士は現れるのかと頭を悩ませていた。

真っ先にお願ひしたのは、長年にわたって「朝鮮学校を支える会・北九州」の会長を務めていた故服部弘昭先生であり、また無年金裁判弁護団の先生方であった。皆、快く弁護団に加わってくれた。



問題はここからである。団長をお願いした服部先生は大先輩であり、無年金裁判の先生方は福岡市の弁護士ばかりである。無償化裁判を九州朝高がある北九州市で戦う以上、北九州の弁護士を実働部隊として確保する必要があった。

ここで、私の悩みが再発する。朝鮮学校のことをどのように伝えればよいのか、全く相手にされないのではないかとモジモジしていたが、とりあえず、司法修習同期の弁護士メーリングリストに、朝鮮高校だけが無償化制度から不当に排除されていることを伝えると、同期の弁護士らは、この問題に即座に呼応してくれた。

このとき、不当な差別や不合理な差別は、それを受けているのが朝鮮人であっても朝鮮学校であっても、差別は差別に違いないということを改めて実感した。朝鮮人や朝鮮学校であることを理由にモジモジしていた自分自身こそ、日本社会における对在日朝鮮人や対朝鮮学校に対する差別意識から抜け出せていないのだと気付かされた。

朝鮮人や朝鮮学校であることを理由に差別することが許されるはずはなく、不当な差別不合理な差別に対しては、絶対に立ち向かわなければならないと痛感した。

約8年に及ぶ無償化裁判の中で、期日を迎えるたびに胃が痛くなり、昼食も取れないことが多く、背負い込む必要がないのに一人プレッシャーを感じていた。ときに、私が好きで裁判をやっているのではないかと心のない声も聞こえたが、それ以上に、期日のたびに傍聴するために集まってくれる保護者や同胞、支援の方々の姿が心強かったし、何よりも、自分自身の権利のためだけでなく、これから朝鮮高校へと進学する後輩たちのためにと、中には親を説得してまで、原告として手を上げてくれたかれらかのじよらの気持ち、この裁判を戦い抜く原動力になった。改めて、青春を謳歌すべき原告らが、権利獲得のために、日本政府を相手として大きな声を上げてくれたことに、弁護団の一員として、また朝鮮高校の先輩として敬意を表したい。

裁判闘争では権利獲得とはならなかったものの、この8年間の裁判闘争は、やはり、日本社会で在日朝鮮人として堂々と生きていくためには、自らの力で権利を獲得しなければならないということ気付かせてくれたし、このことを体験した原告らにとっては、この無償化裁判が、これからの人生において大きな財産になると確信している。

8年間の無償化裁判を通じて、私自身が得た大きな財産もある。それは、無償化裁判とともに戦ってくれた弁護士の存在である。弁護士業もビジネスなので、依頼者から依頼を受ければ、それ相応の費用をいただくのが通常である。国が給

2021年7月

料をくれることもなければ、他の会社が給料をくれることもない。そのような中、無償化弁護団の面々は、一切の費用を受け取らず、無償化制度から朝鮮高校だけが排除されている不当差別を是正しなければという強い気持ちから、8年もの間ともに戦ってくれた。8年もの間に行った弁護団会議は160回を超え、長いときは土日にかけて、一日中会議を行ったこともあった。ざっと見積もっても、8年に及ぶ一人当たりの費用は数百万円を下らない。

無償化裁判闘争は一区切りしたもの、現在、幼保無償化やヘイトスピーチなど、朝鮮学校を取り巻く弾圧は激しさを増している。このような状況に対抗すべく、無償化弁護団は解散することなく存続することになっており、より大きな弁護団へと成長する予定である。

ここからは個人的なことになるが、弁護団の先生方に対する素直な気持ちを伝えたい。

まずは、故服部弘昭先生(前弁護団長)、李博盛先生(影の弁護団長)、後藤富和先生(現弁護団長)。

服部先生は、弁護士としてだけではなく、朝鮮学校を支える会の会長として、長きにわたって朝鮮学校に関係してくれた。真っ先に弁護団長をお願いしたときも、二つ返事で団長を引き受けてくれた。無償化裁判の次期期日を決めるのに、プチ旅行的な予定があるから差し支えとマイペースな一面もあったが、服部先生は、無償化裁判の本質を制度開始当初から見抜いていたし、何よりも、若手弁護士が多い弁護団にとって、服部団長の存在が何よりも大きな力になったと感じているのは、決して私だけではないはずである。

朝鮮学校のみならず、社会的弱者のために尽力した故服部先生のご冥福をお祈りします。

李先生は、無年金裁判からお世話になっている先輩弁護士である。故服部先生が表の団長であるなら、李先生は影の団長であったと思う。提訴前の重要な会議や、訴訟中の重要な会議の際、福岡市から北九州の会議場所にふらっと現れて、若手弁護士がさまよっていたところに、明るい光を照らしてくれた。この光は、単に弁護士経験から来るものだけではなく、同じ在日朝鮮人としての立場から照らされたものであった。

そして、現弁護団長である後藤先生。後藤先生はチマチョゴリ切り裂き事件が起きた頃から、朝鮮学校のことに関係してくれたと聞いている。今では「福岡地区朝鮮学校を支援する会」の共同代表を務めている。裁判の終盤で弁護団長に就任してくれたが、裁判が一区切りした今もなお、今後の戦いに向けて、弁護団長として大きな背中を示してくれている。

後藤団長の「今日の裁判で負けたのは我々ではなく国である」は、そのとおりであり、無償化実現まで弁護団長の背中を追い続けたい。

次に、池上遊先生、鄭文哲先生、白充先生。

池上先生は無償化弁護団事件だけでなく、様々な弁護団事件に携わっていて、通常訴訟とは異なる弁護団事件の裁判内外での経験を余すことなく発揮してくれた。池上先生は、こ

の先、様々な弁護団事件で弁護団長を務めるべき弁護士であると確信している。

鄭先生は大阪高校無償化弁護団に所属しながら、仕事の関係で福岡に来た後は、福岡弁護団にも加わってくれた。大阪弁護団の経験を福岡弁護団に取り入れながら、裁判の途中からでも裁判の書面を起草してくれ、北九州市での会議にも参加してくれる等、同じ朝鮮高校出身者としてあうんの呼吸だったと感じている。

白先生は沖縄で弁護士をしているものの、裁判当初から弁護団の一員として協力してくれた。沖縄にいたので実質的な弁護団活動を行うことに制限があったが、期日のたびに沖縄から駆けつけてくれて、報告集会の場で熱い気持ちを語ってくれた。彼もまた、同じ朝鮮高校出身者としてあうんの呼吸であった。

ここからは、苦楽をともにした、石井衆介先生、清田美喜先生、朴憲浩先生、白石覚先生。

この4人は、弁護士登録した直後から、無償化弁護団に加わってくれた精鋭たちである。

石井先生は、理論的に明快であり分かりやすい書面を作ってくれた。性格は穏やかでおとなしそうな石井先生だが、長きにわたって弁護団に携わる石井先生を見ながら、芯の強い人だと感じている。

清田先生は、言わずと知れた朝鮮学校の強力なパートナーである。どんなに忙しくても、無償化裁判や朝鮮学校の問題となると、当事者とともに、いやそれ以上に悩み、考え、そして行動してくれる、本当にこれからの朝鮮学校の未来は清田先生と一緒に作っていくのだと確信している。福岡地裁小倉支部での判決後の旗だしの際、清田先生が顔を上げるのができなかった姿を忘れることができない。また、福岡高裁での控訴や最高裁への上告の際、最後の最後まで書面提出作業と一緒にしてくれたのも清田先生である。時計が十二時を前後する頃に作業を終えて、事務所近くの「白頭山」で食べたニラ玉の味は、一生忘れることができない。

朴先生は、2015年に事務所に入ったときから即レギュラー即スタメンに名を連ねた。

サッカーのポジションでいうと、サイドハーフやサイドバックといったところである。私が子どものころは、サイドバックというあまり重要視されていないポジションであったが、現代サッカーにおいて、サイドバックの重要性は周知の事実である。裁判内では被告からの書面に対してディフェンスし、ときには攻撃的な主張を行うために積極的にオーバーラップする等、その責任と役割を果たしてくれた。朴先生は朝鮮学校に通ったことがないが、そうであるからこそ、裁判外における運動でも大きな反響を呼んだと思うし、これからも大きな影響力を発揮すると期待している。

白石先生は、弁護士1年目であったにもかかわらず、中堅以上のオーラを放ち、弁護団会議でも積極的に議論し、書面作成にも大きく貢献してくれた。白石先生以外の弁護団は、

# すべての子どもには学びへの権利があります！

皆朝鮮学校を訪れたことがあるが、白石先生は、最高裁への上告理由書を提出した後、2021年3月に、初めて朝鮮学校を訪問した異例の弁護士である。白石先生は判例や学者に詳しく、裁判終盤からの参加となったが、弁護団にとっては刺激あるコチュジャンになってくれた。福岡高裁での旗だしでも、この不当差別を世界に発信するという意味で、英字でかかれた「不当判決」を堂々と掲げてくれた。

最後に、安元隆治先生。

安元先生がいなければ、この裁判を続けることができなかった。サッカーに例えて申し訳ないが、私は常にゴールキーパーのような立ち位置で見守るだけだったが、前線のセンターフォワードとして常に走り回ってくれたのが安元先生である。私がモジモジしていた頃にいち早く呼応してくれたのも安元先生だったし、そこから、二人三脚のように弁護団を回し続け、強力な後輩弁護士が弁護団に加わってくれたのも、安元先生の人柄と気持ちよさによるものである。

安元先生とは、この無償化裁判以外でも、何か困ったことや悩んでいることがあれば、相談できる間柄である。息子が同じ学年ということもあり、プライベートでも仲良くしてくれる。何といても、安元先生とはこの無償化弁護団を通じて、多くの酒席をともにした。ナリッジ事務所がONOビルにあった頃、会議が終わった後は、いつも地下にある焼き鳥屋「かさ岡」に行き、ナリッジ事務所が移転した後は、「鳥松」、「ヨンフィ」、「人力車」と、会議がメインなのか酒席がメインなのか分からなくなるほどであった。

とにかく、弁護士としても、友人としても、安元先生は気持ちが良い。一見すると変わった弁護士のように見られがちだが、私は弁護士にとって、弁護士力よりも人間力が重要であ

ると思うし、安元先生は、その人間力がずば抜けている。弁護士力以外の力を持っていたのは、故服部先生も同じである（ただ、服部先生の場合は人間力ではなく、何力なのかは分からない…）。

服部先生が逝去されたことで、「朝鮮学校を支える会・北九州」の会長が不在となっていたところ、この度、安元先生が故服部先生の後を継いで会長に就任した。安元先生もまた、清田先生と同じく、これからの朝鮮学校の未来にとって、なくてはならない強力なパートナーである。これからもよろしくお願ひします。には学ぶ権利があります！

さいごに。

裁判が終わったからといって、無償化闘争は終わりではない。むしろリスタートである。無償化弁護団や無償化実現・連絡協議会が解散することなく、これまで以上に精力的に戦い続けるその先に、必ずや無償化実現がある。ただ指をくわえて待っているだけでは、何らの権利も勝ち取ることができない。

今一度、無償化裁判とその運動での経験を活かして、無償化実現のために歩み出しましょう。一人でも多くの方が、朝鮮学校とそこで学ぶ子どもたちのために、また日本社会で学ぶ全ての子どもたちのために、少しずつの力を出し合って大きな力に換えていけるように、手と手を取り合って協力していくことを心の底から期待しています。

私も、一人の弁護士として、一人の在日朝鮮人として、在日朝鮮人と朝鮮学校の権利獲得のために、これまで以上に努力することを、嘘にならないために、このミレ通信に爪痕として残しておきます。

以上

## 「高校無償化裁判・最高裁上告棄却に抗議する福岡県民集会」集会アピール(案)

本集会に参加された皆さん、そして、福岡県民の皆さんに訴えます！！

私たちは本日、九州朝鮮中高級学校・体育館で「不当判決糾弾！高校無償化裁判・最高裁上告棄却に抗議する福岡県民集会」を開催し、「朝鮮学校の子どもたちに学ぶ権利を！」などの要求実現のための意思統一を行いました。

2021年5月27日、朝鮮学校を高校授業料無償化の対象に指定しなかったのは違法として、九州朝鮮中高級学校の卒業生68人が訴えていた訴訟で、最高裁第1小法廷(深山卓也裁判長)は不当にも学校側の上告を棄却しました。

人権を護る最後の砦である裁判所が、国の違法性に目を向けず原告の主張を退けた不当判決に対して私たちは万感の怒りを込めて抗議します。

2010年度から始まった「高校無償化」制度から朝鮮学校のみが除外され続け、2013年2月20日、安倍内閣・文部科学省は、省令を「改正」し、不適用を通知しました。

これに対して、九州朝鮮高級学校生徒たちが「高校無償化」の適用を求めて日本国を相手どり、2013年12月19日に提訴した第1審では、2019年3月14日に福岡地方裁判所小倉支部は私たちの願いに反した不当判決を行いました。私たちはこの不当な判決を糾弾し、そして、忘れないために、

2019年の7月11日から、毎月「第2木曜日行動」を展開するとともに、福岡高等裁判所での控訴審には、毎回多くの支援者が裁判傍聴を繰り返しました。

しかし、その控訴審では、2020年10月30日、福岡高等裁判所はまたもや不当判決を言い渡しました。私たちはこの一審、二審の不当判決に抗議する集会を開催し、最高裁に上告するとともに、「憲法が規定する『すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される』に基づき、『公正公平』なるご判断を下されるよう、切にお願いします」との「ハガキ行動」を行ってきました。しかし、結果はこのように最高裁も一審・二審の不当判決を是認する判断を下しました。

私たちはこのような司法も含んだ国家的な差別を絶対に許すことはできません。2019年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」をすべての子どもに適用させることも含めて、差別のない社会の実現のために多くの県民の皆さん、そして、全国の支援者とともに、勝利の日までたたかっていくことを誓います。

以上、アピールとします。

2021年 7月17日

参加者一同